

# 「休眠預金規定」

株式会社南都銀行

## 1. 対象預金

当座預金、当座預金(専用約束手形口)、普通預金、普通預金(照合表口)、無利息普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金、別段預金、期日指定定期預金、自動継続期日指定定期預金、自由金利型定期預金、自動継続自由金利型定期預金、利息分割受取型自由金利型定期預金、利息分割受取型自動継続自由金利型定期預金、自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)、自動継続自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)、利息分割受取型自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)、利息分割受取型自動継続自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)、変動金利定期預金、自動継続変動金利定期預金、6カ月据置定期預金(バリューA)、自動継続6カ月据置定期預金(バリューA)、自動つみたて定期預金、目的つみたて定期預金(個人用)、目的つみたて定期預金(法人用)、通知預金、通知預金(特例型)、通知預金(照合表口)、総合口座取引

## 2. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

(1)民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下、「休眠預金等活用法」という。)第2条第2項に規定する預金等(以下、「預金等」という。)について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①当行ウェブサイトに掲げる異動が最後であった日

②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。

ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2)前(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の定めがあること

・当該期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)

②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと

・当該事由が生じた期間の満期日

(a)異動事由(当行ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。)

(b)当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。

ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。

③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと

・当該支払停止が解除された日

④この預金等について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分の対象となったこと

・当該手続が終了した日(取り下げについては、異動とされない場合があります。)

⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。)

・当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

⑥複数の預金を組み合わせた商品(総合口座、定期預金、通知預金)で、他の預金口座(定期預金、通知預金の場合は他の明細)について前各号に掲げる事由が生じたこと

・他の預金に係る最終異動日等

- 3. 複数の預金を組み合わせた商品(総合口座、定期預金、通知預金)に係る預金の最終異動日**  
複数の預金を組み合わせた商品(総合口座、定期預金、通知預金)について、いずれかの預金口座(または明細)に将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。
- 4. 休眠預金等代替金に関する取り扱い**  
(1) 預金等について10年を越えてお取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。(ただし、財形貯蓄、財形年金、財形住宅、マル優、マル特は対象外となります。)  
(2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- 5. 通知方法**  
休眠預金等活用法第3条第2項の通知方法は、郵送により取り扱います。
- 6. 規定の変更等**  
(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。  
(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上